

介護予防と生きがいのある生活を支援します

市では、おおむね65歳以上の高齢者の皆さんが介護を受けるような状態にならないよう、「介護予防」や「生活支援」等の介護保険以外のサービスを行っています。また、在宅介護支援センターに委託し、市内の高齢者の方の生活状況を把握するために、センター職員が訪問しています。在宅介護支援センターは、介護予防・生活支援にかかる各種サービスなどの相談や申請代行のほか、民生委員などと連携をとり、高齢者の見守り活動をしています。訪問された際は、お気軽にご相談ください。

- 在宅介護支援センター加美**
 福生3244-10特別養護老人ホーム第2サンシャインビル内 ☎553・3720
- 在宅介護支援センター武蔵野**
 福生2300-4特別養護老人ホームヨコタホーム内 ☎553・6695
- 在宅介護支援センター南田園**
 南田園2-9-1グリーンシティ南田園103 ☎539・0007

高齢者のための在宅サービス

- **生活機能評価と特定高齢者向け 介護予防教室**
 7月から10月に実施される生活機能評価(健康診査等と同時実施)により選定する特定高齢者(要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者)を対象に、筋力向上トレーニング教室、口腔機能(お口の機能)向上教室、栄養改善教室を実施します。対象者には地域包括支援センターからご連絡します。
- **一般高齢者向け介護予防教室**
 介護保険要介護認定の「要支援」要

介護」に該当しない方の介護予防を目的とした筋力向上トレーニング教室、健口(けんこう)栄養教室を行ないます(教室開催時に広報ふっさでお知らせします)。

- **生きがい活動支援デイサービス事業**
 家に閉じこもりがちな高齢者の健康増進、趣味活動等、介護予防や生きがいづくりを行ないます。
利用料【基本サービス】1回180円(市民税非課税・生活保護の方は無料)
【食事サービス】1食350円(おやつを提供する場合は450円)
- **生活支援ショートステイサービス事業**
 短期間の宿泊により日常生活に対する指導や支援を行ないます。
費用負担1日800円(生活保護の方は無料)
 ※食事代・送迎費等は別途
- **配食サービス事業**
 在宅において食事の調理が困難な高齢者に対し、毎週水・金曜日にボランティアが昼食をお届けして、安否の確認も行ないます。
費用負担1食350円
- **生活支援ホームヘルプサービス事業**
 退院直後など、一時的に体調を崩し、自立生活の支援を必要とする高齢者にホームヘルパーを派遣し、家事の援助を行ないます。
費用負担1時間140円(市民税非課税・生活保護の方は無料)
- **緊急通報システム事業**
 慢性疾患がある等、常時注意が必要な一人暮らし高齢者等が、家庭内で緊急事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて東京消防庁に通報し、高齢者の安全を確保します。
費用負担設置費等の1割(市民税非課税

- 生活保護の方は無料)
- **火災安全システム事業**
 慢性疾患等心身機能の低下に伴い、防火の配慮が必要な一人暮らし高齢者等に、家庭内での火災による緊急事態に備えて、住宅用防災機器等を給付または貸与し、火災発生に伴う火災警報器からの信号を東京消防庁に自動通報し、火災に対する迅速な消火活動で高齢者の救助を行ないます。
費用負担設置費等の1割(市民税非課税・生活保護の方は無料)
- **徘徊高齢者家族支援サービス事業**
 認知症高齢者が徘徊した場合に、身につけている端末機を利用した位置情報サービスを活用し、居場所を速やかに確認し事故防止を図ります。
費用負担要した費用の1割(月額168円)
- **自立支援日常生活用具給付事業**
 シルバーカー等の日常生活用具を給付し、自立した生活の継続を図ります。
費用負担要した費用の1割(市民税非課税・生活保護の方は無料)
- **自立支援住宅改修給付事業**
 手すりの取り付け等が必要と認められる方に対し給付をします。
費用負担要した費用の1割(市民税非課税・生活保護の方は無料)
- **老人用杖給付事業**
 所得税が非課税の世帯で、歩行が不安定な在宅の高齢者に対し、杖を支給し歩行の安定を図ります。
費用負担無料
- **寝具乾燥事業**
 心身・精神上の障害のために寝具の自然乾燥が困難な高齢者に対し、毎月第三木曜日に寝具乾燥車を派遣し、寝具を乾燥します。

- 費用負担**無料
- **家具転倒防止装置設置事業**
 日常生活動作の低下した高齢者に対し、地震時の家具の転倒を防止します。
設置費用無料
- **訪問理美容サービス事業**
 心身の障害や傷病により理髪店や美容院に出向くことが困難な高齢者(要介護3以上)に対して、ご自宅に理髪店や美容院が訪問して理容または美容を行ないます。
費用負担1回400円
- **家族介護慰労助成事業**
 高齢者を介護している家族に対し、慰労金を助成します。
対象介護保険要介護認定で介護度が4または5の市民税非課税世帯の在宅の高齢者で、過去1年間介護保険のサービスを受けなかった方を現に介護している家族(要介護認定を受けていない場合は、要介護認定と同じ方法を利用して要介護4または5に相当する方を介護している家族)
慰労金100,000円
- **おむつ等の助成**
 寝たきりまたはそれに近い状態の高齢者におむつ等を助成します。
費用負担無料
- **老人性白内障特殊眼鏡等 費用助成事業**
 老人性白内障のため水晶体の摘出手術をし、眼内レンズの挿入が不可能な方が購入する特殊眼鏡やコンタクトレンズの費用を助成します。
 ※詳しい要件につきましては、お問い合わせください。
問合せ介護福祉課高齢福祉係(地域包括支援センター) ☎551・1751

あき家都営住宅シルバーピア(高齢者集合住宅)平成21年2月入居予定の地元割当入居者を募集

募集内容
 【所在地】熊川1143-1
 都営熊川アパート22号棟105号室
 【戸数】1戸(単身者用)
 【間取り】1DK(6畳和室・DK)
 【使用料】19,700円(43,400円(予定額))
申込資格
 ① 申込者本人が65歳以上(昭和18年10月11日以前生まれ)の方
 ② 申込者本人が東京都内に3年以上(平成17年10月11日以前から)居住し、公募時現在福生市内に引き続き1年以上(平成19年10月11日以前から)居住している方で、そのことが住民票または外国人登録原票記載事項証明書で証明できること(外国人については在留資格が確認できること)
 ③ 所得基準年間所得が3,216,000円以内の方
 ④ 現に住宅に困っていることが明らかであること(自家所有者は原則として申込み不可)
 ⑤ 市・都民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料等を滞納していないこと
 ⑥ 独立した日常生活が可能で、自炊ができる程度に健康であること(身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることが入居資格となります。)

⑦ 申込者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条6号に規定する暴力団員でないこと(暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。)

申込用紙の配布・受付等
 10月6日(月)から10日(金)午前8時30分～午後5時15分の間、直接介護福祉課高齢福祉係(市役所1階)へ。
問合せ介護福祉課高齢福祉係 ☎551・1751

シルバーピア(高齢者集合住宅)とは
 手すりや緊急通報システムなど高齢者に配慮した設備、生活相談・団らん室なども併設されている住宅で、安否確認や緊急時の対応、関係機関への連絡などのために生活協力員が居住しています。

マッサージサービスを受けられます
 期間 10月1日(水)～11月30日(日)
 場所 指定治療院または訪問治療
対象 市内在住の70歳以上の方
定員 100人(先着順)
費用 無料
申込み 9月17日(水)から30日(火)の間、介護福祉課高齢福祉係 ☎551・1751へ。
 ※申し込まれた方には10月初旬にマッサージ券を送付します。

皆さんは、その心身の状況に応じた介護を受けられることが入居資格となります。)

⑦ 申込者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条6号に規定する暴力団員でないこと(暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。)

申込用紙の配布・受付等
 10月6日(月)から10日(金)午前8時30分～午後5時15分の間、直接介護福祉課高齢福祉係(市役所1階)へ。
問合せ介護福祉課高齢福祉係 ☎551・1751

シルバーピア(高齢者集合住宅)とは
 手すりや緊急通報システムなど高齢者に配慮した設備、生活相談・団らん室なども併設されている住宅で、安否確認や緊急時の対応、関係機関への連絡などのために生活協力員が居住しています。

10月1日から赤い羽根共同募金が始まります

皆さんのたすけあい精神に支えられる赤い羽根共同募金運動は、皆さんと地域の社会福祉施設・団体を結んでいます。

今年も10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。地域に根ざした社会福祉サービスを支援するため、皆さんの温かいお心をお寄せくださいますようお願いいたします。

■平成19年度「赤い羽根共同募金」の配分状況
 配分総件数 1,464件
 配分総額 約5億8,223万円

配分内容
 ① 身体に障害のある方や知的障害のある方のために
 ② 在宅福祉サービスなど地域福祉増進のために
 ③ 保育所の子どもたちが元気に育つように
 ④ 乳児院、母子生活支援施設などで生活する方のために
 ⑤ 老人ホームなど高齢者施設利用者の方のために

なお、市では、社会福祉協議会が行なう事業をはじめ、福生ひまわり会表わら帽子、三宝会元氣、社会福祉協議会れんげ園等の備品整備など、11件、5,665,030円が配分されました。

問合せ社会福祉課庶務・福祉計画担当 ☎551・1735

赤い羽根共同募金運動は、皆さんと地域の社会福祉施設・団体を結んでいます。

今年も10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。地域に根ざした社会福祉サービスを支援するため、皆さんの温かいお心をお寄せくださいますようお願いいたします。

■平成19年度「赤い羽根共同募金」の配分状況
 配分総件数 1,464件
 配分総額 約5億8,223万円

配分内容
 ① 身体に障害のある方や知的障害のある方のために
 ② 在宅福祉サービスなど地域福祉増進のために
 ③ 保育所の子どもたちが元気に育つように
 ④ 乳児院、母子生活支援施設などで生活する方のために
 ⑤ 老人ホームなど高齢者施設利用者の方のために

なお、市では、社会福祉協議会が行なう事業をはじめ、福生ひまわり会表わら帽子、三宝会元氣、社会福祉協議会れんげ園等の備品整備など、11件、5,665,030円が配分されました。

問合せ社会福祉課庶務・福祉計画担当 ☎551・1735

